

中川村ホームページ再構築検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中川村ホームページの再構築に向けた検討を行うため、中川村ホームページ再構築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中川村ホームページ再構築の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから村長が委嘱する。

- (1) 一般村民
- (2) 村議会の議員
- (3) 関係団体の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 識見を有する者

3 村長は、前項第1号に規定する一般村民の内から委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員会に、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。